

青森県報

第二千三百七十九号

平成十六年
九月十五日
(水曜日)

目次

規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営課) ……一

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……七

正 誤

平成十六年六月二十一日及び平成十六年九月一日定例告示
中……………(林政課) ……八

規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十九年農林省令第十九号」を「平成十四年農林水産省令第五十七号」に改める。

第二条中「第十一号」を「第十一号イ」に改め、「エコファーマー」というの
みを」の下に、「同号ロに掲げる資金にあつては認定農業者、農業経営基盤強化促進
法第六条第一項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基
本的な構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められる
者で第三条第三号及び第五号に掲げるもの並びにこれらの者が中心となつて組織する
生産団体のみを」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる資金

- イ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の
態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる資材費(種苗費、肥料代、
農薬費、燃料費等をいう。)、雇用労賃又は機械・施設の修理費(農業改良措
置の実施に係る初度的な経費に限る。)、に充てるのに必要な資金
- ロ 基幹的農作業を新たに受託するのに必要な資金

第三条第四号中「前号」を「前三号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
神田歯科医院	青森市浪館前田四丁目二の二四	平成一五・三・一
こだま歯科医院	黒石市追子野木一丁目二四七の三九	一六・四・一
大学堂薬局柏崎	八戸市柏崎四丁目一四の四七	一六・六・一
生協訪問看護ステーション八甲	青森市問屋町二丁目一五の一〇	一六・七・一

青森県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	白取産婦人科医院	弘前市大字豊原二丁目一の二	平成一六・七・一

青森県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
しらとりレディースクリニック	戸館内科胃腸科医院	上北郡野辺地町字野辺地二六一	一六・七・二
リハビリパーク訪問看護ステーション	戸館内科整形外科医院	八戸市小中野一丁目四の四二	一六・六・一

名称	所在地	休止年月日
森内科医院	五所川原市柏原町七三	平成一六・五・七
富田小児科内科アレルギー科	八戸市内丸二丁目一の四七	一六・六・三

青森県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
IVF佐藤祐子レディ スクリニック	弘前市大字代官町七六 代官町ビル	平成一六・七二〇
対馬診療所	青森市古川二丁目一三の一六	一六・七・三三
平山歯科医院	五所川原市旭町三三	昭和三三・六・九
根城齒科クリニック	八戸市根城六丁目三の二二	平成一五・一〇・三三
ラプリー薬局やすはら	弘前市大字安原三丁目三の二〇	一六・七・三三
ほづみ調剤薬局白銀店	八戸市白銀一丁目四の二二	一六・四・三〇
訪問看護ステーション のぞみ	弘前市大字高杉字五反田三三	"

青森県告示第五百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
戸館内科整形外科医院	上北郡野辺地町字野辺地二六一の一	平成一六・八・一
高橋歯科医院	十和田市稻生町八の五	一六・八・二〇
中央薬品株式会社中央 調剤薬局日赤病院前支 店	八戸市大字田面木字堤下九の三	一六・八・二〇
あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	一六・八・二六

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MAXデパート 弘前店
弘前市大字高田二丁目一の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社デンコードー
宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇
代表取締役社長 井上元延
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所
2 期間
平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十六年九月十五日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浪岡店

南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東種本一五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく平賀店

南津軽郡平賀町大字本町字平野八の七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び平賀町役場

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平賀町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく板柳店

北津軽郡板柳町大字福野田字実田一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ五所川原パワフル館

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壮

三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ十和田パワフル館

十和田市元町東三丁目六〇の一四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東北ケーズデンキ

茨城県水戸市柳町一丁目一三の二〇

- 代表取締役社長 加藤修一
- 三 意見の概要
- 県の意見なし
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

地籍調査の成果の認証

黒石市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
黒石市	大字山形町の一部	
	浦町二丁目の一部	
	浦町一丁目の一部	
	大字市ノ町のの一部	
	大字横町のの一部	
	大字中町のの一部	
	大字浜町のの一部	
	大字株木のの一部	
	大字油横丁	
	大字甲徳兵衛町の一部	
	大字乙徳兵衛町の一部	
	大字寺小路	
	大字内上町の一部	
	大字甲大工町の一部	
	大字乙大工町の一部	

大字元町の一部
 大字二丁目の一部
 大字一丁目の一部
 大字一番町の木一丁目の一部

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、尾上地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業（農道整備）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年九月十六日から同年十月十八日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

尾上町役場

田舎館村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、久吉地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十六年九月十六日から同年十月十八日まで
- 三 縦覧の場所
碓ヶ関村役場

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十六年九月二日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
コマツ青森株式会社
青森市大字三内字丸山三九三の一八八
- 七 契約金額
四千八百三十万円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行う

九 た者を契約の相手方としたものである。
入札の公告を行った日
平成十六年八月二十日

正 誤

林 政 課

発行年月日 発行番号	平成十六年六月三日 第二三四二二号	平成十六年六月一日 第二三三三三三号
区分	告示	告示
番号	第四四八号	第五五八号
ページ	三	六
段	上	下
行	後ろから 一六	後ろから 五
誤	四九の二 とおり	〇・〇六 二・七四
正	四九の三 部分に限る	二・八〇 〇・〇〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭